

住宅耐震改修工事費等補助金

(平成 30 年 10 月改正)

かほく市では地震発生時の倒壊等による被害を軽減するため、一定の条件に該当する住宅について耐震診断と耐震改修工事にかかる費用の一部を補助します。

●補助の対象となる住宅

市内にある一戸建ての住宅、店舗等併用住宅（店舗等床面積 1/2 未満のもの）、長屋・共同住宅（耐火建築物または準耐火建築物であって、延べ面積が 1,000 m²以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として 3 階以上のものを除く。）で次のすべてに該当するもの。

- (1) 昭和 56 年 5 月 31 日以前に建築され、または工事が着手された住宅
- (2) 現に居住の用に供している住宅又は補助事業の完了後速やかに居住の用に供する住宅

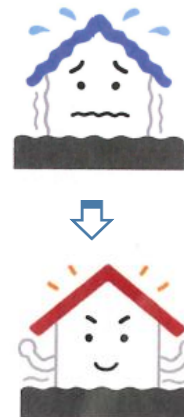
●補助対象となる方

対象となる住宅の所有者または居住者(いずれも予定者を含む)で、市税等を完納していること。

●補助要件

耐震診断・・・耐震診断士が行う耐震改修工事前の住宅に対するもの。

耐震改修工事・・・耐震診断の評点が 1.0 未満のものを 1.0 以上にする工事。



●補助金の額

事業区分		補助金の額	
		補助率	限度額
診断	簡易耐震診断	—	無料 (図面がない又は現地調査希望の場合は 5 千円の自己負担となります。)
	耐震診断	9/10	10万円
耐震改修工事		10/10	150万円※

※共同住宅及び長屋にあつては、75 万円に住戸の数を乗じて得た額又は 300 万円のいずれか低い額

●耐震診断から耐震改修工事の流れ

(簡易耐震診断) → 耐震診断 → 耐震設計 → 耐震改修工事

●注意事項

必ず耐震診断、耐震改修工事を実施する前に補助事業の認定申請をおこなってください。

【お問い合わせ先】

かほく市 産業建設部 都市建設課 TEL : 076-283-7104